

地域で支え合う社会の実現を目指して 区役所厚生部(東区を除く)の 組織を再編します

平成30年4月、地域共生社会の実現に向けた施策の一つとして、東区役所厚生部の組織見直しを行いました。今年4月からは、残る全区役所厚生部において同様の見直しを行います。その概要を紹介します。
 〇地域共生社会推進室(☎504-2603、☎504-2169)

地域共生社会の実現に向けて

近 年、少子高齢化や一人暮らし世帯の増加が進んでいます。それに伴い、人と人とのつながりが希薄になり、地域や家族同士など、生活のさまざまな場面で、支え合いの機能が弱まってきています。

こうした社会構造の変化を踏まえ、市は、「地域共生社会」の実現を目指しています。これは、公的な福祉だけに頼る社会ではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合う社会にしていこうというものです。

このような社会を実現させるためには、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、対象や制度の区別を超えて地域を丸ごと支える体制を築いていくことが大切です。

そのため、市では平成30年度から区役所厚生部の組織再編に取り組んできました(詳細は右参照)。

今回の再編は、同年度に東区厚生部で先行して行ったものを、令和2年4月から、残る7区の厚生部でも同様に行うものです。

4月

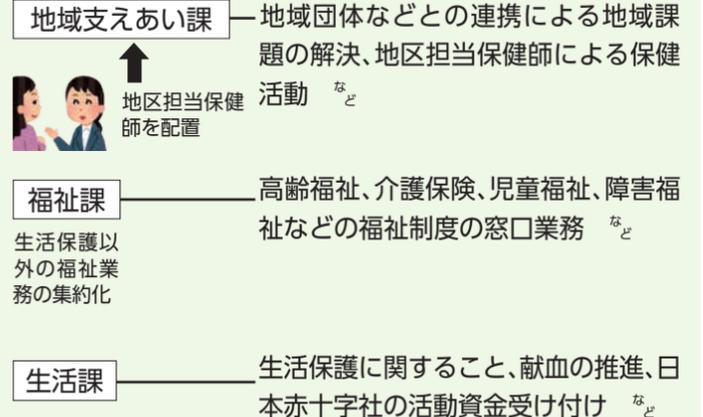
全区役所厚生部に「地域支えあい課」を設置します。(東区は実施済み)

「地域支えあい課」とは

地域福祉の担い手となる地域団体、保健・医療関係団体、地域包括支援センターなどの一元的な窓口で、これらの団体・機関との協力体制を築いていきます。

具体的には、高齢者、子ども、障害者など住民全体を対象とした地域の包括的な支援体制づくりを行い、地域課題の解決に取り組みます。また、地区ごとに「地区担当保健師」を配置し、同保健師がさまざまな課題を抱える世帯と向き合うことで地区の健康課題を把握し、地域団体や関係機関などと連携して、解決に向けて取り組みます。

4月からの各区役所厚生部



● 厚生部組織再編に伴い、4月から課名・電話番号が下記のとおりとなります

| 新設課名 | 係 | 電話番号 | | | | | | | |
|---------|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------------------|----------|
| | | 中区 | 東区 | 南区 | 西区 | 安佐南区 | 安佐北区 | 安芸区 | 佐伯区 |
| 地域支えあい課 | 地域包括支援係 | 504-2852 | 568-7731 | 250-4109 | 294-6512 | 831-5003 | 819-0588 | 821-1707 | 943-9575 |
| | 同係地域包括ケア推進センター | 504-2586 | | | 294-6289 | 831-4568 | 819-0587 | 821-2810 | 943-9728 |
| | 同係こども家庭相談コーナー | 504-2739 | 568-7794 | 250-4160 | 294-6519 | 831-5017 | 819-0639 | 821-2827 | 943-9773 |
| | 地域支援第一係 ※安芸区は地域支援係 | 504-2109 | 568-7735 | 250-4133 | 294-6384 | 831-4944 | 819-0616 | 821-2820 821-2809 | 943-9733 |
| | 同係地域子育て支援センター | 504-2174 | 261-0315 | 250-4134 | 503-6288 | 877-2146 | 819-0617 | 821-2821 | 921-5010 |
| | 地域支援第二係 | 504-2528 | 568-7729 | 250-4108 | 294-6235 | 831-4942 | 819-0586 | - | 943-9731 |
| 福祉課 | 高齢介護係(高齢担当) | 504-2570 | 568-7730 | 250-4107 | 294-6218 | 831-4941 | 819-0585 | 821-2808 | 943-9729 |
| | 同係(介護担当) | 504-2478 | 568-7732 | 250-4138 | 294-6585 | 831-4943 | 819-0621 | 821-2823 | 943-9730 |
| | 児童福祉係 | 504-2569 | 568-7733 | 250-4131 | 294-6342 | 831-4945 | 819-0605 | 821-2813 | 943-9732 |
| | 障害福祉係 | 504-2588 | 568-7734 | 250-4132 | 294-6346 | 831-4946 | 819-0608 | 821-2816 | 943-9769 |
| | ファクス | 504-2175 | 568-7781 | 254-9184 | 294-6311 | 870-2255 | 819-0602 | 821-2832 | 923-1611 |

※ 厚生部生活課においては、この再編に伴い「庶務係」を「管理係」に名称変更しますが、電話番号の変更はありません

新型コロナウイルス感染症を広げないために 手洗いや咳エチケットの徹底を

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、こまめな「手洗い」と他人に感染させないための3つの「咳エチケット」です。また、発熱など風邪症状がみられる場合は、不要不急の外出を控えてください。

〇健康推進課(☎504-2622、☎504-2258)

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておく
- ・時計や指輪は外しておく

- 流水でよく手をぬらし、石けんをつけ、手のひらをよくこする
- 手の甲をのばすようにこする。指先・爪の間を念入りにこする
- 指の間を洗う。親指と手のひらをねじり洗う
- 手首も忘れずに洗う

洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かす

3つの咳エチケット

- ・マスクがないとき
- ・とっさのとき

マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

● 市内における新型コロナウイルスの最新情報は市ホームページから

● 発熱が続くときなど、ご不安な場合は、各区の保健センターの相談窓口(下記)にご相談ください

危

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)が改正され、ガソリンスタンドなどでガソリンを携行缶で購入する人に対し、本人確認、使用目的の確認と販売記録の作成を行うことが義務化されました(令和2年2月1日施行)。これは、昨年7月に発生した京都府京都市伏見区の放火火災を受け、同様の事案の発生を抑止するためのものです。

ガソリンスタンドなどでガソリンを携行缶で購入する場合は、ご協力をお願いします。



ガソリンを扱うときの注意事項

① 灯油用ポリ容器には入れられません



② セルフスタンドで、携行缶で購入するときは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります

！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ① エンジン停止
 - ② エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

③ 携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください

| 消防署 | 電話 | 消防署 | 電話 |
|-----|----------|-----|----------|
| 中 | 546-3511 | 安佐南 | 877-4101 |
| 東 | 263-8401 | 安佐北 | 814-4795 |
| 南 | 261-5181 | 安芸 | 822-4349 |
| 西 | 232-0381 | 佐伯 | 921-2235 |